

第60回 定時株主総会 招集ご通知

2018年9月1日～2019年8月31日

日時

2019年11月28日（木曜日）午前10時

場所

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号

当社本店 3階会議室

（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようにご注意ください。）

議決権行使期限

2019年11月27日（水曜日）午後6時まで

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
（添付書類）	
事業報告	17
計算書類	32
監査報告書	43

株式会社 **島忠**

証券コード：8184

招集ご通知

(証券コード 8184)
2019年11月7日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号

株式会社 **島忠**

代表取締役社長 岡野 恭明

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2019年11月27日（水曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年11月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号 当社本店 3階会議室
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項
 - 報告事項 第60期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権の行使にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) インターネット等によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

株主総会への出席により 議決権を行使していただく場合	▶ 同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、 会場受付にご提出 ください。
書面により 議決権を行使していただく場合	▶ 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、 2019年11月27日（水曜日）午後6時まで に 到着 するようにご返送ください。
インターネット等により 議決権を行使していただく場合	▶ 4頁の「インターネット等による議決権の行使」をご確認のうえ、 2019年11月27日（水曜日）午後6時まで に賛否を ご入力 ください。

- (注) 1. 開場時刻は、午前9時とさせていただきます。
2. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 3. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.shimachu.co.jp/>) において、掲載することによりお知らせいたします。
 4. 第60回定時株主総会決議等ご通知は、第60回定時株主総会終了後に当社ホームページ (<http://www.shimachu.co.jp/>) において、掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権の行使には、以下の3つの方法があります。



株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2019年11月28日（木曜日） 午前10時

場 所 埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号
当社本店 3階会議室



議決権行使書の郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年11月27日（水曜日） 午後6時到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

インターネット等による議決権行使に必要となる
議決権行使コードとパスワードは裏面に記載されています。

【議決権の行使のお取扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、
「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。
※議決権行使書はイメージです。

●こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案	
賛成の場合	「賛」の欄に○印
否認する場合	「否」の欄に○印
第2号議案	
全員賛成の場合	「賛」の欄に○印
全員否認する場合	「否」の欄に○印
一部の候補者を否認する場合	「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。
第3号議案	
全員賛成の場合	「賛」の欄に○印
全員否認する場合	「否」の欄に○印
一部の候補者を否認する場合	「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。
第4号議案	
賛成の場合	「賛」の欄に○印
否認する場合	「否」の欄に○印



インターネット等による議決権の行使

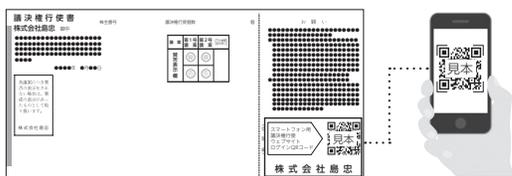
当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法によりアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 **2019年11月27日（水曜日）午後6時入力分まで**

QRコードを読み取る方法 (スマート行使)

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※議決権行使書はイメージです。
※【QRコード】は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

注意 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード*を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

- 2 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

【パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて】

- ①パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にしてお取り扱いください。
- ②パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

パソコン・スマートフォン・携帯電話の操作方法に関するお問い合わせ先

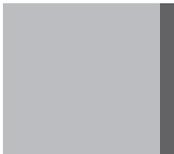
本サイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォン・携帯電話の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームについてのご案内（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案して実施しております。

当期の期末配当につきましては、上記に基づき1株につき40円といたしたいと存じます。これにより年間の配当金は、中間配当40円と合わせて1株につき80円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額 1,700,300,640円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年11月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては1名減員して取締役5名の選任をお願いするものがあります。

なお、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	おか の たか あき 岡 野 恭 明	代表取締役社長 再任 社内	16/16回 (100%)
2	くし だ しげ ゆき 櫛 田 茂 幸	取締役店舗開発本部長 再任 社内	15/16回 (93.7%)
3	おお しま こういちろう 大 島 浩一郎	取締役改革推進本部長 再任 社内	16/16回 (100%)
4	ほそ かわ ただ ひろ 細 川 忠 祐	取締役IT戦略・人財 開発本部長 再任 社内	16/16回 (100%)
5	おり もと かず や 折 本 和 也	取締役経営企画本部長 再任 社内	16/16回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式数
1	<p style="text-align: center;">再任 社内</p> <p style="text-align: center;">おか の たか あき 岡野 恭明 (1972年12月25日生)</p> <p>取締役会への出席状況 16/16回 (100%)</p>	<p>2003年7月 株式会社島忠ホームズ（現島忠）入社 2007年9月 当社入社 2009年8月 当社家具営業部長 2010年3月 当社家具商品部長 2012年7月 当社人事部長 2013年9月 当社執行役員人事部長 2014年11月 当社取締役人事部長 2015年7月 当社取締役人事部長兼総務部長 2015年9月 当社取締役総務部長 2016年7月 当社取締役家具営業本部長 2017年3月 当社取締役仙川店統括店長 2017年8月 当社取締役社長室長 2017年11月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は入社以来、営業部門や管理部門での職務に携わり、2017年11月から当社代表取締役として、その豊富な経験と深い見識を活かし経営全般に能力を発揮しております。当社を牽引するリーダーとして取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	1,500株
2	<p style="text-align: center;">再任 社内</p> <p style="text-align: center;">くし だ しげ ゆき 櫛田 茂幸 (1969年1月14日生)</p> <p>取締役会への出席状況 15/16回 (93.7%)</p>	<p>2002年11月 株式会社島忠ホームズ（現島忠）入社 2007年9月 当社入社 2008年2月 当社ホームセンター商品部長 2011年11月 当社取締役ホームセンター営業副本部長 2012年9月 当社常務取締役ホームセンター営業本部長 2013年11月 当社取締役新規事業部長 2014年6月 当社取締役ホームセンター商品部長 2015年1月 当社取締役統括商品部長 2015年7月 当社取締役ホームセンター商品部長兼営業企画室長 2015年11月 当社取締役ホームセンター商品部長 2016年7月 当社取締役店舗開発部長 2017年11月 当社取締役開発本部長 2018年11月 当社取締役店舗開発本部長（現任）</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は入社以来、営業部門や商品部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	1,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式数
3	<p style="text-align: center;">再任 社内</p> <p style="text-align: center;">おおしま こういちろう 大島 浩一郎 (1969年8月3日生)</p> <p>取締役会への出席状況 16/16回 (100%)</p>	<p>1999年2月 当社入社 2001年7月 当社草加店長 2006年1月 当社ホームセンター営業部第2営業部長 2012年7月 当社ホームセンター営業部長 2013年2月 当社ホームセンターリフォーム部長 2015年6月 当社ホームセンター営業本部長 2015年9月 当社執行役員ホームセンター営業本部長 2015年11月 当社取締役ホームセンター営業本部長 2017年8月 当社取締役営業本部長 2018年11月 当社取締役改革推進本部長 (現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は入社以来、営業部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	1,300株
4	<p style="text-align: center;">再任 社内</p> <p style="text-align: center;">ほそかわ ただひろ 細川 忠祐 (1976年1月24日生)</p> <p>取締役会への出席状況 16/16回 (100%)</p>	<p>2003年10月 当社入社 2010年6月 当社蘇我店長 2011年7月 当社家具商品部長 2013年2月 当社家具リフォーム部長 2015年2月 当社家具営業本部長 2015年9月 当社執行役員家具営業本部長 2015年11月 当社取締役家具営業本部長 2016年7月 当社取締役販売促進部長 2017年3月 当社取締役東村山店統括店長 2017年8月 当社取締役総務部長 2017年11月 当社取締役管理本部長 2018年11月 当社取締役IT戦略・人財開発本部長 (現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は入社以来、営業部門や商品部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式数
5	<p>再任 社内</p> <p>おり もと かず や 折 本 和 也 (1972年9月26日生)</p> <p>取締役会への出席状況 16/16回 (100%)</p>	<p>1996年11月 当社入社 2005年 1月 当社草加店長 2007年 6月 当社経理課長 2011年 3月 当社経理部長 2016年 7月 当社執行役員経理部長 2017年11月 当社取締役経営企画本部長 (現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は入社以来、営業部門や経理部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	1,200株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現任監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	たじま こうじ 田島康嗣	社外取締役 再任 社外 独立	15/16回 (93.7%)
2	くぼむら やすし 久保村康史	社外取締役 再任 社外 独立	16/16回 (100%)
3	いま い ひかり 今井光	新任 社外 独立	-
4	にし かわ ひでひこ 西川英彦	新任 社外 独立	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式数
1	<p>再任 社外 独立</p> <p>た じま こう じ 田 島 康 嗣 (1955年8月26日生)</p> <p>取締役会への出席状況 15/16回 (93.7%)</p> <p>監査等委員会への出席状況 21/22回 (95.4%)</p>	<p>1984年3月 税理士登録 1984年3月 田島康嗣税理士事務所長 (現任) 2002年11月 当社社外監査役 2015年11月 当社社外取締役[監査等委員] (現任)</p> <p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由> 同氏は、税理士として専門的な知識と高い見識を持ち、過去及び現在の活動状況に照らして当社の業務執行者から独立した立場を有しており、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>	3,489株
2	<p>再任 社外 独立</p> <p>く ぼ む ら や す し 久 保 村 康 史 (1964年9月2日生)</p> <p>取締役会への出席状況 16/16回 (100%)</p> <p>監査等委員会への出席状況 22/22回 (100%)</p>	<p>2000年4月 弁護士登録 2004年1月 久保村法律事務所長 (現任) 2005年4月 朝霞市情報公開・個人情報審査会委員 (現任) 2008年7月 埼玉弁護士会高齢者・障がい者権利擁護センター運営委員会委員長 2014年4月 埼玉弁護士会綱紀委員会委員 2015年11月 当社社外取締役[監査等委員] (現任)</p> <p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由> 同氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを当社の監査等に活かしていただきたくため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式数
3	<p>新任 社外 独立</p> <p>いま い ひかり 今 井 光 (1949年7月23日生)</p>	<p>1974年4月 山一証券株式会社入社 1986年1月 モルガンスタンレー証券会社入社 1993年4月 メリルリンチ証券株式会社入社 1999年1月 メリルリンチ日本証券株式会社副会長 2007年11月 株式会社レコフ取締役副社長 2008年4月 同社代表取締役社長 2012年4月 オリパス株式会社社外取締役 2015年6月 サイバーダイン株式会社社外取締役(現任) 2016年6月 大平洋金属株式会社社外取締役(現任)</p> <p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由> 同氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>	0株
4	<p>新任 社外 独立</p> <p>にし かわ ひで ひこ 西 川 英 彦 (1962年8月27日生)</p>	<p>1985年4月 株式会社ワールド入社 2000年7月 ムジ・ネット株式会社営業部長兼業務部長 2001年4月 ムジ・ネット株式会社取締役 2005年4月 立命館大学経営学部助教授 2007年4月 立命館大学経営学部准教授 2008年4月 立命館大学経営学部教授 2010年4月 法政大学経営学部兼大学院経営学研究科教授(現任) 2015年4月 法政大学大学院経営学研究科長 2015年6月 株式会社ユナイテッドアローズ社外取締役 2016年6月 株式会社ユナイテッドアローズ社外取締役[監査等委員](現任)</p> <p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由> 同氏は、小売業界での豊富な経験と長年にわたる経営学部の大学教授として高い専門的な知識と幅広い見識を有しております。それらに基づき、客観的かつ高度な視点から広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督いただくため、監査等委員である社外取締役の候補者といいたしました。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 今井光氏及び西川英彦氏の両氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 田島康嗣氏、久保村康史氏、今井光氏及び西川英彦氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 田島康嗣氏及び久保村康史氏の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。なお、田島康嗣氏は過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
5. 当社は、田島康嗣氏及び久保村康史氏の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。また、今井光氏及び西川英彦氏の両氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年11月26日開催の第56回定時株主総会において、年額2億4千万円以内（うち社外取締役分は1千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることをご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

譲渡制限付株式報酬制度は、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする「勤務継続型譲渡制限付株式」と、当該条件に加えてROEその他当社の取締役会が予め設定した業績目標（以下「本業績目標」という。）達成を譲渡制限解除の条件とする「業績目標コミットメント型譲渡制限付株式」により構成することとします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、現行の報酬とは別枠で、「勤務継続型譲渡制限付株式」と「業績目標コミットメント型譲渡制限付株式」を合わせて年額1億円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。また、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会の終結時点において、対象取締役の数は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、「勤務継続型譲渡制限付株式」と「業績目標コミットメント型譲渡制限付株式」を合わせて年5万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

[譲渡制限付株式割当契約の概要]

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、「勤務継続型譲渡制限付株式」においては本割当契約により割当を受けた日より20年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間、「業績目標コミットメント型譲渡制限付株式」においては本割当契約により割当を受けた日より1年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（これらの期間を、以下、「勤務継続型譲渡制限付株式」及び「業績目標コミットメント型譲渡制限付株式」のそれぞれにつき「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

2. 退任時の取扱い

(1) 勤務継続型譲渡制限付株式

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(2) 業績目標コミットメント型譲渡制限付株式

対象取締役が、本割当契約により割当を受けた日より本業績目標を達成したか否かの判定時までの期間中に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 譲渡制限の解除

(1) 勤務継続型譲渡制限付株式

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記2.に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲

譲渡制限期間が満了する前に上記2.に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(2)業績目標コミットメント型譲渡制限付株式

当社は、対象取締役が、本割当契約により割当を受けた日より本業績目標を達成したか否かの判定時までの期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあり、かつ、当社が本業績目標を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 組織再編等における取扱い

(1)勤務継続型譲渡制限付株式

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(2)業績目標コミットメント型譲渡制限付株式

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

5. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

事業報告 (2018年9月1日から2019年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続き企業収益や雇用環境に一定の改善が見られるものの、米中の通商問題を始めとする海外経済の不確実性や、予測困難なこれまでにない天候不順も度々発生し、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

小売業におきましても、家具・ホームセンター業界の国内需要が頭打ちの中、Eコマース市場とリユース市場の拡大が業種業態を越えた企業間競争をさらに加速させております。また、サプライチェーン全体で人件費や物流費等のコスト上昇が深刻化しており、当社を取り巻く環境は依然として厳しいものとなりました。

このような状況のもと当社は、「中期経営計画2021」の1年目として掲げた構造改革プロジェクト(店舗開発、業態開発、コスト構造改革、経営インフラ整備)に取り組んでまいりました。

店舗の状況につきましては、2019年3月にホームズさいたま中央店(埼玉県さいたま市)、2019年5月にホームズKITE MITE MATSUDO店(千葉県松戸市)を開店し、2018年12月に高崎店(群馬県高崎市)を閉店いたしました。これにより、当事業年度の店舗数は60店舗となりました。また、既存店では業態開発としてダイソーを展開するための改装を6店舗、BOOK&CAFEを展開するための改装を1店舗、食品スーパーをテナントとして導入するための改装を5店舗行いました。

設備投資及び資金調達の状況につきましては、当事業年度の設備投資総額は82億円で、その主なものは、新規出店に伴う店舗の建設費及び既存店の改装費であり、全て自己資金でまかないました。

これらの結果、当事業年度の営業収益は1,463億8千7百万円(前期比0.1%増)、営業利益は89億9千4百万円(前期比9.0%減)、経常利益は91億4千3百万円(前期比13.3%減)、当期純利益は60億4千9百万円(前期比40.6%増)となりました。

今後の見通しと対処すべき課題につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年に向け、設備投資の拡大やインバウンド需要の高まり等を背景に景気回復基調が継続することを期待されておりますが、消費税増税後の消費動向が停滞する懸念や、長期化する米中通商問題など国内景気の下押しリスクが残るため、小売業を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況のもと、当社といたしましては、社会の公器としての企業価値を中長期的に継続して最大化させることがステークホルダーの皆様に対する使命と考えております。その経営基盤づくりとして策定した「中期経営計画2021」の2年目として、以下のとおり構造改革プロジェクトを当事業年度に引続き継続して取り組んでまいります。

①店舗開発

- ・既存店の改装・増床の積極推進
- ・従来型店舗の出店抑制とShop in Shop の出店積極化

②業態開発

- ・ライフスタイル提案型売場の積極展開
- ・テナント、フランチャイズの新規導入による集客拡大
- ・インテリアEコマースの体制整備

③コスト構造改革

- ・予測型の発注導入、納品頻度集約等による粗利率改善
- ・物流改革、省人化等による販管費抑制

④経営インフラ整備

- ・人事制度の見直し
- ・業務効率化、セキュリティ向上等を図る情報システムの更新
- ・Tポイントによるデータベースマーケティングの構築
- ・ブランドマネジメントの再構築

⑤その他

- ・M&Aの積極推進

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(報告セグメントの変更に関する事項)

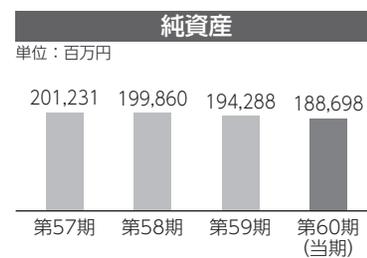
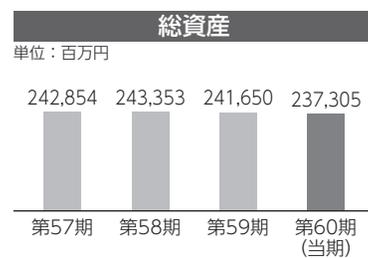
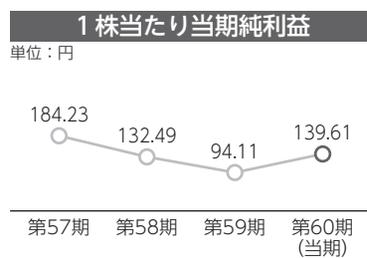
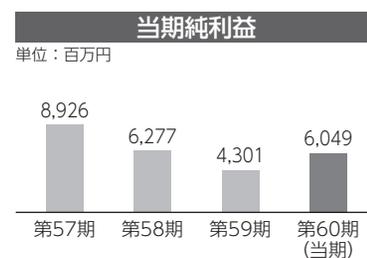
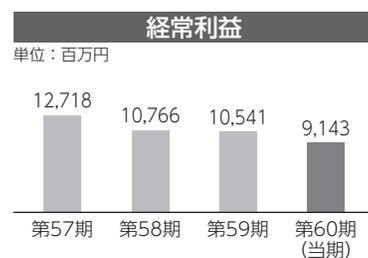
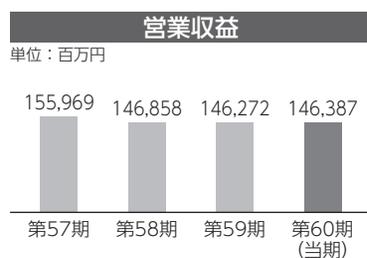
当社は、「家具・ホームファッション用品」と「ホームセンター用品」の2事業を報告セグメントとしておりましたが、前事業年度より事業部統合による組織変更に伴い、単一セグメントに変更いたしましたのでセグメント情報の記載を省略しております。

- (2) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (3) 事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(6) 財産及び損益の状況

期別 項目	第57期 (2015年9月1日から 2016年8月31日まで)	第58期 (2016年9月1日から 2017年8月31日まで)	第59期 (2017年9月1日から 2018年8月31日まで)	第60期(当事業年度) (2018年9月1日から 2019年8月31日まで)
営業収益	155,969 ^{百万円}	146,858 ^{百万円}	146,272 ^{百万円}	146,387 ^{百万円}
経常利益	12,718 ^{百万円}	10,766 ^{百万円}	10,541 ^{百万円}	9,143 ^{百万円}
当期純利益	8,926 ^{百万円}	6,277 ^{百万円}	4,301 ^{百万円}	6,049 ^{百万円}
1株当たり 当期純利益	184.23 ^円	132.49 ^円	94.11 ^円	139.61 ^円
総資産	242,854 ^{百万円}	243,353 ^{百万円}	241,650 ^{百万円}	237,305 ^{百万円}
純資産	201,231 ^{百万円}	199,860 ^{百万円}	194,288 ^{百万円}	188,698 ^{百万円}

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。



(7) 主要な事業内容 (2019年8月31日現在)

当社は、家具・インテリア全般と家庭用・園芸用・スポーツ用・レジャー用の商品及び住宅関連用品の小売業を主体とし、その他これに付帯するサービスの提供を行っております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な営業拠点等 (2019年8月31日現在)

① 本部 埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号

② 営業店

都府県別	区分	店舗名	店舗数
埼玉県	複合店	草加店、大宮本店、春日部本店、越谷店、和光店、新座店、川口朝日店、ホームズ川越店、ホームズ宮原店、ホームズ三郷中央店、ホームズ草加舎人店、ホームズ浦和南店、ホームズ与野店、ホームズ川越的場店、ホームズ所沢店	15
	家具店	ホームズ春日部店	1
	H C 店	エッサン飯能店、加須店、八潮店、浦和中尾店、ホームズ川口店、ホームズさいたま中央店	6
東京都	複合店	大田千鳥店、大谷田店、府中店、江東猿江店、中野店、ホームズ葛西店、ホームズ小平店、ホームズ平井店、ホームズ中野本店、ホームズ足立小台店、ホームズ仙川店、ホームズ昭島店、ホームズ東村山店、ホームズ町田三輪店、ホームズ北赤羽店	15
神奈川県	複合店	横浜店、荏田店、茅ヶ崎店、東戸塚店、海老名店、ホームズ相模原店、ホームズ横須賀店、ホームズ新山下店、ホームズ新川崎店、ホームズ川崎大師店、ホームズ大和店、ホームズ港北高田店	12
千葉県	複合店	ホームズ蘇我店、ホームズ幕張店	2
	家具店	柏店、ホームズ千葉ニュータウン店、ホームズKITE MITE MATSUDO店	3
	H C 店	松戸店	1
栃木県	家具店	足利店	1
大阪府	複合店	ホームズ南津守店、ホームズ寝屋川店、ホームズ鶴見店	3
兵庫県	複合店	ホームズ尼崎店	1
合計		複合店 48店、 家具店 5店、 HC店 7店	60

(注) 複合店は、家具店とHC店を複合した店舗であり、HC店は、ホームセンター店の略であります。

(10) 従業員の状況 (2019年8月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,559名 (2,899名)	5名増 (216名増)	36歳 1ヶ月	10年 0ヶ月

- (注) 1. 従業員数は就業員数を記載しております。
2. 上記の従業員数の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー)であり、人数は1日8時間換算による期中平均人数であります。

(11) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2019年7月22日付をもって、本社を埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号に移転いたしました。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2019年8月31日現在）

① 発行可能株式総数	178,781,799株
② 発行済株式の総数	47,889,104株
③ 株主数	4,336名
④ 大株主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,503 ^{千株}	8.24 [%]
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,623	6.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,234	5.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,159	5.07
アイリスオーヤマ株式会社	2,000	4.70
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,646	3.87
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S.TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,388	3.26
株式会社 埼玉りそな銀行	1,342	3.15
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,073	2.52
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	1,032	2.42

- (注) 1. 当社は2019年8月31日現在、自己株式5,381千株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
 2. 持株数は千株未満の端数は切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

2018年10月12日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 普通株式 2,700千株

取得価額の総額 8,135百万円

取得した期間 2018年10月15日～2019年1月30日

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度末における当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他、新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2019年8月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	岡 野 恭 明	
取 締 役	櫛 田 茂 幸	店 舗 開 発 本 部 長
取 締 役	大 島 浩 一 郎	改 革 推 進 本 部 長
取 締 役	細 川 忠 祐	I T 戦 略 ・ 人 財 開 発 本 部 長
取 締 役	折 本 和 也	経 営 企 画 本 部 長
取 締 役	海 老 原 夕 美	弁 護 士 (海 老 原 法 律 事 務 所 長)
取 締 役 (監 査 等 委 員 ・ 常 勤)	出 村 敏 文	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 島 康 嗣	税 理 士 (田 島 康 嗣 税 理 士 事 務 所 長)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 口 廣 男	税 理 士 (山 口 廣 男 税 理 士 事 務 所 長)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	久 保 村 康 史	弁 護 士 (久 保 村 法 律 事 務 所 長)

- (注) 1. 取締役 海老原夕美氏並びに、取締役(監査等委員) 田島康嗣氏、取締役(監査等委員) 山口廣男氏及び取締役(監査等委員) 久保村康史氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 出村敏文氏、取締役(監査等委員) 田島康嗣氏及び取締役(監査等委員) 山口廣男氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・出村敏文氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・田島康嗣氏及び山口廣男氏は、税理士の資格を有しております。
3. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は、取締役 海老原夕美氏並びに、取締役(監査等委員) 田島康嗣氏、取締役(監査等委員) 山口廣男氏及び取締役(監査等委員) 久保村康史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 社外役員他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「⑤ 社外役員に関する事項」に記載しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
櫛田 茂 幸	取締役開発本部長	取締役店舗開発本部長	2018年11月29日
大島 浩 一郎	取締役営業本部長	取締役改革推進本部長	2018年11月29日
細川 忠 祐	取締役管理本部長	取締役IT戦略・人財開発本部長	2018年11月29日

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 (1名)	128百万円 (8百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	29百万円 (9百万円)
合計 （うち社外取締役）	10名 (4名)	157百万円 (17百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2015年11月26日開催の第56回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。またこの内、社外取締役分は10百万円以内。）、取締役（監査等委員）について年額32百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 海老原夕美氏は、海老原法律事務所長を兼務しております。なお、当社と海老原法律事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）田島康嗣氏は、田島康嗣税理士事務所長を兼務しております。なお、当社と田島康嗣税理士事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）山口廣男氏は、山口廣男税理士事務所長を兼務しております。なお、当社と山口廣男税理士事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）久保村康史氏は、久保村法律事務所長を兼務しております。なお、当社と久保村法律事務所との間に特別な関係はありません。

イ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	海老原夕美	当事業年度に開催の取締役会16回の全てに出席し、主に弁護士として専門的見地から発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	田 島 康 嗣	当事業年度に開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、監査等委員会22回のうち21回に出席し、主に税理士として専門的見地から発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	山 口 廣 男	当事業年度に開催の取締役会16回の全てに、また、監査等委員会22回の全てに出席し、主に税理士として専門的見地から発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	久 保 村 康 史	当事業年度に開催の取締役会16回の全てに、また、監査等委員会22回の全てに出席し、主に弁護士として専門的見地から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 24百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、アドバイザー業務等の実施について対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 当社が、会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを法令、定款、社内規程及び社内規範の遵守も含めた「企業倫理の遵守」と定義して、以下のコンプライアンス体制を整備し、総務部においてその取り組みを横断的に推進・統括する。

ア. 当社は、すべての取締役及び使用人の行動規範としてコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、各自の業務執行にあたり法令、定款、諸規程など、企業倫理の遵守を指導・徹底するとともに、定期的にコンプライアンス研修を実施する。

- イ. 監査等委員会及び内部監査室は、職務の遂行状況につき、法令、定款、内部監査規程に基づき適合性の確認を行う。
- ウ. 法令、諸規程、企業倫理に反する行為を早期に発見し是正することを目的とした社内通報制度を整備し、運用を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役の職務の執行に係る情報については、総務部が文書管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - イ. 取締役からの閲覧要請があった場合、常時、本社において閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 全社のリスク管理に関する統括責任者として管理部門の担当取締役を任命し、各部門担当取締役とともに、リスク管理体制の整備に努める。
 - イ. 事業に関するコンプライアンス及び各種リスクに対しては、それぞれ担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行う。
 - ウ. 内部監査室は、リスク管理体制の実効性を監査する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営方針及び業務執行上の重要事項を決議するとともに取締役の職務の執行状況の監督を行う。
 - イ. 経営活動を効率的、機動的に行うための協議決定機関として、毎週、経営会議を開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
 - ウ. 取締役会の決定に基づく業務執行は、職制規程、職務分掌規程に基づき行う。
- ⑤ 財務の適正性を確保するための体制
 - 当社は財務報告の適正性を確保するため金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備することにより、全社的な内部統制や業務プロセスについて、継続的に評価し必要な改善を図るものとする。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項ならびに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
 - ア. 監査等委員会は、内部監査室等の使用人にその職務の補助に必要な業務を命じることができるものとする。その人事については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が

意見の交換を行う。

- イ. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会が指定した期間においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び所属長の指揮命令は受けないものとし、人事評価においても監査等委員会が行う。当該使用人の人事異動に関しては、事前に監査等委員会と協議した上で、その同意を得なければならないものとする。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告しなければならない。
 - イ. 監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、営業会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人に説明を求める。
- ⑧ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ア. 監査等委員会への報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
 - イ. 監査等委員会は、取締役及び使用人から得た情報について、情報提供者が特定される事項については取締役会等への報告義務を負わない。
 - ウ. 監査等委員会は、報告を行った取締役及び使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
- ⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 監査等委員会は、代表取締役及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）と意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う。

イ. 監査等委員会は、当社の会計監査人である監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなどの連携を図る。

ウ. 監査等委員会が、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家と連携を図る機会を確保する。

⑪ 反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関等より情報を収集し、事案が発生した場合は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門組織と連携の上、組織として速やかに対応できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は本体制の整備・運用状況について「内部統制方針書」に基づき定期的に評価し、運用上見出された問題点等があった場合は、必要な是正・改善措置を講じております。また、法令や経営環境の変化等に対しても見直しを行い、効果的な体制の整備・運用を実施しております。

当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりであります。

取締役会を当事業年度に16回開催し、法令に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

監査等委員会を当事業年度に22回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席とともに、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

取締役会全体の実効性評価については、外部機関の助言を得ながら全取締役（監査等委員を含む。）を対象に個別にアンケートを実施いたしました。調査結果からは、取締役会の運営等おおむね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性について確保されていると認識いたしました。

コンプライアンスについては、各部署から選任されたコンプライアンス委員が毎月情報交換を行いました。また、コンプライアンス意識の浸透を図るため、様々な職種・役職においてコンプライアンス研修を実施いたしました。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てております。

計算書類

貸借対照表

(2019年8月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	50,034	流動負債	33,729
現金及び預金	12,509	支払手形	286
売掛金	6,346	買掛金	21,401
有価証券	7,539	リース債務	96
商品及び製品	18,909	未払金	2,688
前払費用	780	未払費用	1,400
未収入金	581	未払法人税等	1,461
その他	3,370	前受金	2,577
貸倒引当金	△3	預り金	387
		賞与引当金	800
		事業構造改革引当金	382
		その他	2,247
固定資産	187,271	固定負債	14,877
有形固定資産	169,355	リース債務	288
建物	66,344	長期未払金	465
構築物	1,312	退職給付引当金	3,415
車輛運搬具	0	資産除去債務	7,277
工具、器具及び備品	1,424	長期預り金	3,431
土地	95,483	負債合計	48,607
リース資産	344	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	4,445	株主資本	189,324
無形固定資産	464	資本金	16,533
ソフトウェア	403	資本剰余金	19,344
その他	60	資本準備金	19,344
投資その他の資産	17,451	利益剰余金	170,089
投資有価証券	572	利益準備金	1,295
長期前払費用	1,088	その他利益剰余金	168,794
前払年金費用	469	固定資産圧縮積立金	135
繰延税金資産	3,883	別途積立金	144,400
差入保証金	8,388	繰越利益剰余金	24,259
その他	3,144	自己株式	△16,643
貸倒引当金	△96	評価・換算差額等	△625
資産合計	237,305	その他有価証券評価差額金	△625
		純資産合計	188,698
		負債及び純資産合計	237,305

(記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

科 目	金 額	
		百万円
売上高		139,980
売上原価		92,849
売上総利益		47,130
不動産賃貸収入		6,407
営業総利益		53,538
販売費及び一般管理費		44,543
営業利益		8,994
営業外収益		
受取利息	15	
有価証券利息	8	
受取配当金	16	
受取手数料	148	
自動販売機手数料	154	
物品売却益	60	
その他	116	520
営業外費用		
支払賃借料	240	
その他	131	371
経常利益		9,143
特別利益		
固定資産売却益	60	
退職給付制度改定益	24	
その他	1	85
特別損失		
固定資産処分損	48	
減損損失	91	
投資有価証券評価損	159	299
税引前当期純利益		8,929
法人税、住民税及び事業税	2,826	
法人税等調整額	53	2,880
当期純利益		6,049

(記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	16,533	19,344	19,344	1,295	140	164,400	1,713	167,549
当期変動額								
剰余金の配当							△3,508	△3,508
当期純利益							6,049	6,049
固定資産圧縮積立金の取崩					△4		4	-
別途積立金の取崩						△20,000	20,000	-
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	△4	△20,000	22,545	2,540
当期末残高	16,533	19,344	19,344	1,295	135	144,400	24,259	170,089

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△8,505	194,922	△633	△633	194,288
当期変動額					
剰余金の配当		△3,508			△3,508
当期純利益		6,049			6,049
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
別途積立金の取崩		-			-
自己株式の取得	△8,138	△8,138			△8,138
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			8	8	8
当期変動額合計	△8,138	△5,597	8	8	△5,589
当期末残高	△16,643	189,324	△625	△625	188,698

(記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。)

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品…売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主要な減価償却資産の耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～47年
構 築 物	6年～20年
器 具 備 品	2年～10年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

④ 投資その他の資産（長期前払費用）

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用について合理的な見積額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- (2) 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生時の翌事業年度に一括損益処理しております。

5. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(追加情報)

(退職給付制度の移行)

当社は、2019年4月1日付けで退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しました。この移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成19年2月7日)を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。当制度移行に伴い、当事業年度において特別利益として退職給付制度改定益24百万円を計上しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 63,758百万円
2. 担保資産
投資有価証券2百万円を営業保証の担保に提供しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、営業外収益のその他に含めておりました物品売却益は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分へ表示しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	47,889,104	-	-	47,889,104

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,680,550	2,701,038	-	5,381,588

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加	1,038株
取締役会決議による自己株式の取得による増加	2,700,000株

3. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2018年11月29日 定時株主総会	普通株式	1,808	40.0	2018年8月31日	2018年11月30日
2019年4月11日 取締役会	普通株式	1,700	40.0	2019年2月28日	2019年5月24日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

付議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2019年11月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,700	40.0	2019年8月31日	2019年11月29日

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	2,216百万円
退職給付引当金	1,040百万円
減損損失	1,265百万円
その他有価証券評価差額金	284百万円
賞与引当金	243百万円
長期預り金	186百万円
事業構造改革引当金	116百万円
未払事業税	109百万円
未払事業所税	109百万円
その他	429百万円
繰延税金資産小計	6,002百万円
評価性引当額	△334百万円
繰延税金資産合計	5,667百万円
繰延税金負債	
有形固定資産(資産除去債務対応分)	△1,571百万円
前払年金費用	△143百万円
その他	△70百万円
繰延税金負債合計	△1,784百万円
繰延税金資産純額	3,883百万円

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性、流動性及び収益性を考慮した運用を行っております。当社は現状、運転資金及び設備投資資金については自己資金で全て賄えており、基本的には外部調達は不要の状況にありますが、大型設備投資等の特別な資金需要が発生した場合は、必要に応じて外部調達をすることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）を参照

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	12,509	12,509	-
(2) 売掛金	6,346	6,346	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	7,893	7,893	-
(4) 差入保証金	5,912	5,957	44
資産計	32,662	32,706	44
(1) 買掛金	21,401	21,401	-
(2) 長期預り金	2,504	2,533	28
負債計	23,906	23,934	28

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は公表されている基準価格によっております。

(4) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期預り金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

(注2) 時価を算定することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	29
投資事業有限責任組合への出資(※2)	188
差入保証金(※3)	3,140
長期預り金(※4)	926

(※1) 非上場株式は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 投資事業有限責任組合への出資は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(※3) 賃貸借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 差入保証金」には含めておりません。

(※4) 賃貸借期間の延長可能な契約に係る長期預り金は、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「負債(2) 長期預り金」には含めておりません。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都及びその他の地域において、賃貸等不動産を保有しております。また、東京都及びその他の地域において、店舗の一部を賃貸収入を得ることを目的として賃貸しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
賃貸等不動産	6,752	△78	6,673	5,938
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	27,025	△590	26,435	24,168

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく価額であります。第三者からの取得や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて評価した金額によっております。また、重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等を時価としております。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,439円18銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 139円61銭 |

[減損損失に関する注記]

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
埼玉県	店舗	建物・土地等

当社は、資産について店舗を基準にしてグルーピングを行っております。
 当事業年度において、収益性が著しく低下した店舗について、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額91百万円（建物5百万円、構築物1百万円、工具、器具及び備品1百万円、土地69百万円、リース資産13百万円）を減損損失として計上しました。

[資産除去債務に関する注記]

- 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
 - 当該資産除去債務の概要
 店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約等に伴う原状回復義務等であります。
 - 当該資産除去債務の金額の算定方法
 使用見込期間は主に定期借地権契約期間を採用し、割引率は0.0%~1.7%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
 - 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	7,007百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	234百万円
時の経過による調整額	35百万円
期末残高	7,277百万円

[重要な後発事象に関する注記]

- 自己株式の消却
 当社は、2019年10月11日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を消却することを決議いたしました。

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 5,280,000株（発行済株式総数に対する割合11.0%） |
| (3) 消却後の発行済株式総数 | 42,609,104株 |
| (4) 消却予定日 | 2019年10月31日 |

2. 譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2019年10月11日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年11月28日開催予定の第60回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

(1) 本制度の導入目的等

① 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

② 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2015年11月26日開催の第56回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額は年額240百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含みません。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の概要

本制度は、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする「勤務継続型譲渡制限付株式」と、当該条件に加えてROEその他当社の取締役会が予め設定した業績目標達成を譲渡制限解除の条件とする「業績目標コミットメント型譲渡制限付株式」により構成することとします。対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、「勤務継続型譲渡制限付株式」と「業績目標コミットメント型譲渡制限付株式」を合わせて年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、「勤務継続型譲渡制限付株式」と「業績目標コミットメント型譲渡制限付株式」を合わせて年50,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他の譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合は、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容を含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年10月28日

株式会社島忠

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 福 田 秀 敏 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 筑 紫 徹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社島忠の2018年9月1日から2019年8月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年9月1日から2019年8月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月29日

株式会社 島 忠 監査等委員会

取締役（監査等委員・常勤）	出 村 敏 文 ㊟
取締役（監査等委員）	田 島 康 嗣 ㊟
取締役（監査等委員）	山 口 廣 男 ㊟
取締役（監査等委員）	久 保 村 康 史 ㊟

(注) 監査等委員田島康嗣氏、山口廣男氏及び久保村康史氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号
当社本店 3階会議室
TEL (048) 851-7711



交通のご案内

- JR線 大宮駅西口より徒歩約10分
- お車でお越しの際は、屋上駐車場にお駐めください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。
環境に配慮した植物油インキを使用しています。